

# 印鑑の登録について

## 登録申請

印鑑登録申請は、本人が直接行うことを原則としています。

登録する印鑑を持参して申請してください。

やむを得ず、代理人に依頼されるときは、代理人選任届（又は委任状）と代理人の印が必要です。

登録する印は、1人1本に限られています。よって、1つの印鑑を2人以上で登録することは出来ません。

※15歳未満の方、成年被後見人は印鑑登録をすることが出来ません。

## ◆◆ 申請した日に登録できる人 ◆◆

本人自らが登録申請に来庁し、次の書面のいずれかをご提示していただき、その場で本人であることが確認出来たとき、即日に登録をすることが出来ます。

また、印鑑登録後、印鑑登録証（カード）をお渡します。

① 官公署が発行する「自動車運転免許証」、「パスポート」、「住民基本台帳カード」、「在留カード（在留カードとみなされる外国人登録証明書を含む）」等、有効期限内のもので、ご本人の顔写真に浮出しプレス等による証印又は特殊加工があり、発行機関名とその押印があるもの。

② 愛川町内で印鑑登録を受けている人が保証人となり、申請する人が本人であることを保証する保証書（申請書中の保証書の欄に保証人が記入・押印したもの）。

もし、愛川町以外に印鑑登録をしている方が保証人となるときは、保証人の印鑑登録証明書の添付が必要です。

## ◆◆ 申請した日に登録できない人 ◆◆

登録申請の際、顔写真付きの官公署が発行するものをお持ちではなく、本人確認が不十分であるとき、または、代理人に申請を依頼されたときは、即日に登録することは出来ません。

登録申請後、後日、事実を確認するための照会書を郵送しますので、ご自身で回答書に必要事項を記入し、印鑑と本人確認できるもの（健康保険証等）を併せてお持ちください。

回答書を確認後、登録をして印鑑登録証（カード）をお渡します。

やむを得ず、回答書の提出等を代理人へ依頼されるときは代理人選任届（又は委任状）と代理人の印鑑、代理人の本人確認できる書類（運転免許証等）が必要となります。

また、回答書は照会した日から30日以内にお持ちください。回答期限を過ぎたときは、申請が無効となりますのでご注意ください。

#### 登録できない印鑑

- ▼住民票に記録されている氏名※で表されていないもの。  
(※外国人住民の方は、氏名や通称、その他氏名のカタカナ表記で表されていないもの。)
- ▼職業・資格など、他の事項をあわせて表しているもの。
- ▼ゴム印、その他変形しやすいもの。  
(やわらかい木を材質としたもの、シンナー等で溶けるようなもの)
- ▼印影が一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、また、一辺の長さが25ミリメートルの正方形に収まらないもの。
- ▼印影が不鮮明なものまたは、文字の判読ができないもの。  
(極端に図案化されたもの等)
- ▼その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの。  
(外枠のないもの、外枠が8分の1以上欠けているもの、印面が平らでないもの、故意にき損したもの等)

#### ■代理人選任届の書き方

- ▼委任者本人が便せん等の用紙に書いてください。
- ▼この書面には収入印紙をはる必要はありません。
- ▼回答書の提出等、代理人へ依頼されるときは、回答書下段の代理人選任届欄をご利用ください。

代理 人 選 任 届	
(代理人) 住 所	見本
氏 名	
生年月日	
私に係る	印鑑登録廃止届 印鑑登録申請
につき、上記の者を私の代理人	
に選任し、その権限を委任したのでお届けします。	
年 月 日	
(委任者) 住 所	愛川町長 殿
氏 名	
生年月日	

実印